

**社会福祉法人春日井市社会福祉協議会**  
**評議員並びに理事及び監事選任規程**

(昭和55年規程第1号)

**第1条** 社会福祉法人春日井市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の評議員並びに理事及び監事の選任については、この規程の定めるところによる。

**第2条** 社会福祉法人春日井市社会福祉協議会定款（以下単に「定款」という。）第6条に定める評議員は、次に掲げる者のうちから選任する。

- (1) 社会福祉事業を経営する団体の役職員
- (2) ボランティア活動を行う団体の代表者
- (3) 社会福祉事業について学識経験を有する者
- (4) 地域の福祉関係者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他その者の参画により事業の円滑な遂行が期待される者

**第3条** 定款第18条に定める理事は、次に掲げる者のうちから選任する。ただし、第1号から第3号までは、必ず理事のうちに含まなければならない。

- (1) 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
- (2) 春日井市における福祉の実情に通じている者
- (3) 本会の施設の管理者
- (4) その他その者の参画により事業の円滑な遂行が期待される者

2 定款第18条に定める監事は、次に掲げる者のうちから選任する。ただし、第1号及び第2号は、必ず監事のうちに含まなければならない。

- (1) 社会福祉事業について識見を有する者
- (2) 財務管理について識見を有する者
- (3) 地域の福祉関係者

**附 則**

(施行期日)

この規程は、昭和55年2月1日から施行し、昭和54年10月25日から適用する。

**附 則**

(施行期日)

この規程は、平成2年6月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

この規程は、平成7年11月20日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

この規程は、平成11年12月15日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年10月25日から施行する。ただし、第2条の改正規定については、平成19年11月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条の規定は、平成19年11月20日以後に選任される理事及び監事について適用し、同日前に選任された理事及び監事については、従前の例による。
- 3 改正後の第3条の規定は、平成19年10月25日以後に選任される評議員について適用し、同日前に選任された評議員については、従前の例による。

**附 則** (平成28年規程第5号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。